

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業

【社会福祉課】

款	3 民生費	項	1 社会福祉費	目	8 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費
大事業	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費				

(単位：千円)

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
116,445	116,445				

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰により様々な困難に直面した人々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、現在行っている給付金事業の支給対象を拡大し、臨時特別給付金を支給する。

2 内容

(1) 支給対象世帯（1, 100世帯）

令和4年6月1日時点で、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次のア又はイに該当する世帯の世帯主とする。

ア 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、アの世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯、既に本給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は支給要件を満たさないものとする。

(2) 支給額

1世帯当たり10万円

(3) 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	内 容	事業費
給付金	1,100世帯×10万円	110,000
事務費	需用費、役務費、委託料等	6,445
合 計		116,445

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業

【児童課】

款	3 民生費	項	2 児童福祉費	目	1 2 子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費
大事業	子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費				

(単位：千円)

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
100,018	100,018				

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

2 内容

(1) 支給対象者

ア 低所得のひとり親世帯（800人）

- (ア) 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- (イ) 公的年金給付等の受給により、児童扶養手当の支給を受けていない者
- (ウ) 直近で収入が激減し、児童扶養手当が支給される者と同様の事情にあると認められる者

イ その他の低所得の子育て世帯（950人）

- (ア) 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
- (イ) (ア)のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満））の養育者であって、以下のいずれかに該当する者
 - a 令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - b 直近で収入が激減し、令和4年分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

※ 令和4年4月以降、令和5年2月末までに生まれた新生児も対象

(2) 支給額

児童1人当たり5万円

(3) 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	内 容	事業費
給付金	1,750人×5万円	87,500
事務費	需用費、役務費、委託料等	12,518
合 計		100,018

新型コロナウイルス予防接種事業

【健康課】

款	4 衛生費	項	1 保健衛生費	目	2 予防費
大事業	新型コロナウイルス予防接種事業費				

(単位：千円)

予 算 額	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
102,309	102,309				

1 目的

新型コロナウイルス感染症による重症化予防の観点から、重症化リスクが高いとされる方を対象に、ワクチンの4回目接種を実施する。

2 内容

(1) 4回目接種の対象者

ア 60歳以上の者

イ 18歳以上で基礎疾患を有する者

※ いずれも3回目接種から5か月を経過していること。

(2) 接種場所

市内医療機関

(3) 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	内 容	事業費
接種環境の整備	医師等謝礼、健康管理システム改修等	6,261
接種券の発送	封入封緘業務、郵送料	13,908
ワクチン接種	予防接種委託料（接種費用、時間外・休日加算）、 国民健康保険団体連合会手数料（市外接種者分）	82,140
合 計		102,309